

公的年金等を受給している方へ

●確定申告が不要な方でも市・県民税の申告が必要な場合があります

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

また平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している方は、この制度は適用されません。

●次の場合には市・県民税の申告が必要です

- 公的年金等の源泉徴収票に記載のある控除（配偶者控除・扶養控除など）を変更する場合
- 市・県民税が課税になる方で生命保険料控除や医療費控除を追加する場合
- 公的年金等の収入以外に所得のある場合

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が**20万円以下で確定申告が不要でも、市・県民税の申告は必要**です

申告相談日程表

☐=コミュニティセンター

2月14日・15日は、給与収入または公的年金等収入のみで、医療費控除等の申告で所得税が還付になる方のみ申告相談を行います。申告によって所得税を納付することになる方は受け付けできませんので、ご注意ください。2月16日からは順次、地区ごとに受け付けます。お住まいの地区の相談日をご確認ください。

市役所・附属棟での相談日	日程	対象者・対象地区	受付時間
2月	14日(水)	所得税の還付申告者のみ	8:30 ～ 16:00  * 日曜日は 8:30 ～ 12:00
	15日(木)		
	16日(金)	龍ヶ崎地区	
	18日(日)*	市内全地区	
	19日(月)	馴馬・平台・中根台・久保台・小柴	
	20日(火)	愛戸・姫宮・出し山・野原・緑町	
	21日(水)	北文間地区	
	22日(木)	川原代地区	
	23日(金)	馴柴地区	
	25日(日)*	市内全地区	
	26日(月)	藤ヶ丘・城ノ内・松ヶ丘・白羽・中里	
	27日(火)	長山・松葉	
	28日(水)	大宮地区	
3月	1日(木)	長戸地区	
	2日(金)	八原地区	
	5日(月)～9日(金) 12日(月)～15日(木)	市内全地区	

コミュニティセンターでの相談日	日程	対象地区 場所	受付時間
2月	21日(水)	北文間地区 北文間☐	8:30 ～ 11:00
	22日(木)	川原代地区 川原代☐	
	23日(金)	馴柴地区 馴柴☐	
	28日(水)	大宮地区 大宮☐	
3月	1日(木)	長戸地区 長戸☐	
	2日(金)	八原地区 八原☐	

コミュニティセンターでは、交通手段がなく、市役所へ行くことが困難な方の申告相談を行います。なるべく市役所にお越しください。

市役所での申告会場は「附属棟」です！

市役所西側の**附属棟1階が会場**です。  
地下会場では行いませんのでご注意ください。



軽自動車税のお知らせ

現在、龍ヶ崎市ナンバーが付いている原動機付自転車や農耕用作業車（トラクターなど）で今後使用する予定がない車両は、税務課で廃車手続きが必要です。

4月1日までに手続きが完了しない場合、平成30年度の税金がかかりますのでご注意ください。

市民税・県民税、所得税の申告はお早めに！

■問い合わせ：  
税務課  
市民税グループ  
☎内線 223～226

申告期間は**2月14日(水)～3月15日(木)**

2月14日・15日は、所得税が還付になる方みの申告相談を行います

市民税・県民税（以下「市・県民税」）、所得税の申告準備はお済みですか？ご自身で申告書を作成できる方は、期間内に申告書を郵送などで提出してください。所得税の確定申告は税務署へ提出してください。竜ヶ崎税務署では、申告期間外にも所得税の還付申告を受け付けています。詳しくは竜ヶ崎税務署へお問い合わせください。

【注意】次の申告相談は、**竜ヶ崎税務署での申告**をお願いします。

- 青色申告 ●損失申告 ●ゴルフ会員権や貴金属などの総合譲渡の申告 ●雑損控除
- 株式や不動産などの分離課税の申告 ●初めて事業所得を申告する方の申告
- 海外居住親族等の扶養控除 ●住宅ローン控除（1年目の方、または2年目以降で連帯債務の方）
- 消費税 ●相続税 ※その他内容によっては市役所では受け付けできない場合があります

申告時の持ち物

忘れ物がないか☐にチェック！

☐本人確認書類【マイナンバー（個人番号）および身元を確認できる書類】

- マイナンバーを確認できる書類：マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、マイナンバー記載の住民票など
- 身元を確認できる書類：マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、旅券などの身分証

☐収支内訳書 営業等・農業・不動産所得がある方はあらかじめ作成してください。領収書などを持参しても収支内訳書が作成されていない場合、申告を受け付けできません。

☐給与や公的年金等の源泉徴収票 支払元が複数ある場合は、漏れなく全てお持ちください。

☐国民健康保険税（料）・介護保険料・後期高齢者医療保険料、その他任意継続保険料等の支払金額が分かるもの 公的年金等から特別徴収されている介護保険料などは、本人しか控除できません。

☐国民年金の社会保険料控除証明書または領収書

☐生命保険料や地震保険料の控除証明書

☐寄附金の受領証明書 ワンストップ特例関連書類などでは受け付けできません。

☐印鑑 朱肉を必要とするもの。認印可。

☐申告者本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの 所得税の還付を受ける際に必要です。

●医療費控除を申告する場合

☐「医療費控除の明細書」および健康保険や保険会社などからの給付がある場合はそれが分かるもの

あらかじめ合計金額を計算してください。予防接種や文書料など、控除の対象とならないものがありますので、ご注意ください。健康保険組合から送られてきた医療費通知がある場合は、「医療費控除の明細書」の記載を省略することができます。健康保険組合によっては、医療費通知が申告に使用できない場合がありますので、確認をお願いします。

●セルフメディケーション税制を申告する場合

☐「セルフメディケーション税制の明細書」および「健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行ったことを明らかにする書類」

医薬品購入費の合計金額をあらかじめ算出しておいてください。詳細は『りゅうほー』1月号または市公式ホームページをご覧ください。

市・県民税申告書は郵送でも受け付けています

会場・窓口は混雑しますので、ご自身で記入できる方は郵送での提出にご協力ください。その際は、必要書類を同封してください。

ふるさと納税ワンストップ特例の注意点

ふるさと納税ワンストップサービスを利用した方が申告をした場合、申告書の内容が優先されてワンストップ特例が受けられなくなります。ふるさと納税の寄附金控除についても漏れなくご申告ください。

問い合わせ  
・  
送付先

●市・県民税に関すること  
市役所・税務課市民税グループ  
〒301-8611 龍ヶ崎市 3710  
☎64-1111（内線 223～226）

●所得税に関すること  
竜ヶ崎税務署  
〒301-8601 川原代町 1182-5  
☎66-1303（自動音声案内）